

令和3年（行ウ）第277号 行政処分取消請求事件

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国（処分行政庁 運輸安全委員会事務局長）

準備書面(16)

令和7年5月30日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

被告指定代理人

志 水 崇 通



富 岡 宏



原 田 直 也



福 井 靖 則



米 谷 卓 也



小 坂 真 広



目次

第 1	乙②1について	3
第 2	乙②2について	8
第 3	乙②3について	9
第 4	乙②4、29、30及び34について	11
第 5	乙②31について	13
第 6	乙②32及び乙②33について	15
第 7	乙②38について	17
第 8	乙②40について	18
第 9	乙②42について	20
第10	乙②43について	21
第11	乙②45及び乙②47について	22
第12	乙②46について	23
第13	乙②52について	24
第14	乙③10について	26
第15	乙③14について	27
第16	乙④3、乙④4、乙④8及び乙④9について	29
第17	乙④5について	30
第18	乙④6について	31
第19	乙④10について	33
第20	乙④11について	33

被告は、本準備書面において、原告第8準備書面における主張につき、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 乙②1について

1 乙②1の「※2」部分

原告は、第五十八寿和丸の船主が酢屋商店であることは報道等で明らかになっており、その所在地もインターネットで検索可能であるが、酢屋商店が外部からの不当な圧力、干渉、詮索又は批判を受けるなど不利益を被った事実はないから、アンケート調査を受けた者の役職等を明らかにしても、その者が所属する法人である酢屋商店に不利益を及ぼすおそれはなく、情報公開法5条5号の不開示情報に該当しないと主張するようである（原告第8準備書面1及び2ページ）。

しかしながら、本文書の「※2」部分で不開示としているのは、本件事故に関するアンケートに回答した、第五十八寿和丸と同じ海域で操業を行うまき網船団の乗組員個人の氏名、役職等であり、第五十八寿和丸の船主に不利益を及ぼすおそれがないことと、アンケートに回答した個人が不当に不利益を被るおそれがあるかどうかは関係がなく、原告の主張は失当である。

2 乙②1の「その余」部分

(1) 情報公開法5条2号該当性

原告は、アンケートが個人に対してなされたものであるから、情報公開法5条2号本文の「法人その他の団体に関する情報」に当たらず、本件事故調査報告書（甲6）で「パラアンカー及びパラ泊に関する情報」が詳細に記載され公表されているから、パラ泊に関する事項を公表しても同条2号イのおそれはなく、また、各アンケートの冒頭に「あなたが回答したとわかるかたちで公表したり、当委員会の担当船舶事故調査官以外の人に見せたりするこ

とはありません」との記載があっても、アンケートが同条2号本文の「法人その他の団体に関する情報」に当たらないから、同条2号ロにも該当しないと主張する（原告第8準備書面2及び3ページ）。

しかしながら、法人等が自ら作成した文書のみならず、個人に対するアンケートへの回答であっても、その中に特定の法人の事業等の内容が記載されていれば、それが「法人その他の団体に関する情報」に該当することは明白である。また、本件事故調査報告書に記載されたパラ泊に関する情報のうち、パラアンカーの使用基準や使用時における海水の打ち込み状況（甲6の25及び26ページ）については、第五十八寿和丸の僚船及び第五十八寿和丸と同じ海域で操業を行うまき網船団の乗組員の口述並びに回答書により得られた情報が集約した形で記載されており、アンケートで得られた回答の一部も情報源として含まれている。一方、アンケートには、本件事故調査報告書には記載されなかった、第五十八寿和丸と同じ海域で操業を行うまき網船団におけるパラアンカー及びパラ泊に関する詳細な事項等が記載されており、これらはそれぞれのまき網船団を運用する漁業者固有の事業に関する情報である。これらを公にすれば、漁業を営む回答者の所属する法人のノウハウが競合他社の知るところとなり、回答者の所属する法人の利益を害するおそれは十分にあると言えるから、これらの情報は情報公開法5条2号イに該当する。さらに、前述のとおり、アンケートが「法人その他の団体に関する情報」であることは明白で、かつ、被告準備書面（12）第33の3（3）イ（43及び44ページ）で述べたように、公にしないとの条件を付したことの合理性も認められるから、アンケートへの回答内容の全てが情報公開法5条2号ロに該当する。

（2）情報公開法5条5号該当性

ア 原告は、本文書が乗組員へのアンケートの回答内容であるから、情報公開法5条5号の「国の機関・・・の内部」における「審議、検討又は協議」

に関する情報ではないと主張する（原告第8準備書面3ページ）。

しかしながら、これらの文書が情報公開法5条5号に該当することについては、被告準備書面(2)第4の3(2)（12ページ）で述べたとおりであり、行政機関が作成した文書に限らず、行政機関内部における審議、検討に関連して取得された文書も該当することは、情報公開法を所管する総務省をはじめ多くの行政機関の情報公開審査基準においてその旨を明記していることから明らかである。

イ また、原告は、運輸安全委員会の事故調査は事故ごとに関心事や手法が異なるのが当然で、被告は「同様の調査」、「同様の手法」を広く解しすぎており、事故調査が完了した後においては、意思形成過程における情報が当該意思決定に影響することはないから、情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はなく、また、本件事故調査報告書（甲6）には、「パラアンカー及びパラ泊に関する情報」のほか、事故当時の状況や脱出の経過、搜索及び救助の経過が具体的に記載されており、事故調査が完了して事故調査報告書が公表されているから、本文書に記載されたパラ泊に関する情報やパラ泊を含む操業に係る事項、本件事故当時の対応に係る事項についての情報を開示しても、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もないと主張するようである（原告第8準備書面3及び4ページ）。

しかしながら、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議及び検討等に関する情報を公にすることにより、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には情報公開法5条5号に該当し得ることは、被告準備書面(1)第6の1（22ページ）で述べたとおりである。そして、運輸安全委員会が行う調査の関心事や手法には、航空事故、船舶事故等の事故の種別を問わず共通するもの、事故の種別ごとに共通するものなど様々なものがあ

り得るところ、およそある特定の事故のみに当てはまる調査の関心事や手法のみに基づいて当該事故の調査が完結することは想定し難いから、「「同様の調査」や「同様の手法」を広く解しすぎている」などとして、当該事故に係る意思決定過程への影響の有無のみを考慮すればよいかのようにいう原告の主張は当を得ない。したがって、調査報告書を公表して調査が完了し、当該事故についての運輸安全委員会の意思決定がなされた後であっても、本文書に記載された情報が開示されることとなれば、将来にわたって行われる同様の調査に際し、調査官が、運輸安全委員会の行う調査の場面において、関係者からの非難をおそれるなどして調査に関する検討や収集した資料への批判的検討などが阻害され、ひいては最終的な事故原因についての率直な意見の交換を阻害し、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは明らかである。

更に付言すれば、被告準備書面(12)第33の3(3)エ(44ページ)で述べたとおり、運輸安全委員会が行う事故等の原因究明に関しては、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで幅広く情報を収集しているところ、このような情報がそのままの形で公になるということになれば、将来にわたって行われる事故調査の過程において、幅広い情報収集をすること自体がはばかれることとなる。このような意味においても、本文書に記載された情報が開示されることとなれば、運輸安全委員会内部における率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるといえる。

ウ また、本件事故調査報告書中の「パラアンカー及びパラ泊に関する情報」

(甲6・25及び26ページ)は、(1)で述べたように、第五十八寿和丸の僚船及び第五十八寿和丸と同じ海域で操業を行うまき網船団の乗組員の口述並びに回答書により得られた情報が集約した形で記載されており、本アンケートで得られた回答の一部も情報源となっているが、本件事故調査報

告書中の事故当時の状況や脱出の経過、搜索及び救助の経過には、本アンケートで得られた情報は使用されていない。したがって、本アンケートには、調査報告書には記載されなかった個人の記憶や経験に基づく回答内容が含まれているのであり、その内容が具体的に調査報告書に記載されているから不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがないとの原告の主張は失当である。

(3) 情報公開法 5 条 6 号該当性

ア 原告は、本文書が「本件事故に関し、運輸安全委員会の事故調査部門が第五十八寿和丸及び僚船の乗組員らを対象に行ったアンケートの回答内容」であると考えられることをもって、情報公開法 5 条 6 号の「国の機関（中略）の内部が行う事務又は事業に関する情報」ではないと主張する（原告第 8 準備書面 4 ページ）。

原告の主張の趣旨は判然としないが、本件事故の原因調査は正に運輸安全委員会が行う事務なのであるから、運輸安全委員会の調査官が本件事故の原因調査のためにアンケートを実施して収集した回答文書である本文書が、情報公開法 5 条 6 号の「国の機関（中略）の内部が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

なお、もし、原告の上記主張が、他から入手した情報であることをもって同号の情報に該当しない旨をいうものだとするれば、同号は、国の機関がその事務又は事業に関していかなる情報を保有しているのかが公になることによって生ずる弊害を防止する規定なのであるから、当該情報が当該機関において作成した情報であるのか、それとも当該機関の外部から入手したものであるのかを区別する理由はなく、原告の主張は当を得ないというほかない。

イ また、原告は、本件事故調査は終了しており、運輸安全委員会の事故調査における関心事や手法等は事故ごとに異なるはずで、本文書を開示して

も、将来にわたって調査に協力した者が望まない形で社会的関心を集めるおそれはないから、関係者が調査に非協力的になることはないし、原告第6準備書面第2の2(3)で述べたように国際機関・他国から信頼を失うこともないから、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと主張するようである（原告第8準備書面4ページ）。

しかしながら、事故調査が終了した後であっても、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報がそのままの形で公になれば、その情報によって社会的関心を呼ぶ可能性は十分にあり、そのため、将来にわたって、事故の関係者が、提供した情報がすべからず公になることをおそれ、調査への協力を躊躇したり、拒んだりすることは十分に考えられ、そうなれば、将来にわたって行われる運輸安全委員会の調査において、幅広い情報収集が損なわれ、事故原因の究明が困難となるおそれは十分にある。また、「海上事故又は海上インシデントの安全調査のための国際基準及び勧告される方式に関するコード（事故調査コード）」（乙18）の23.3は、「海上安全記録は、海上事故又は海上インシデントの分析に関連する場合にのみ、最終報告書又はその付録に含めるべきである。関連がなく最終報告書に含めない記録は開示されるべきでない。」と定めており、事故調査終了後においても、最終報告書に含めなかった記録を開示すべきでないことが国際上の推奨ルールであることは明らかであって、事故調査終了後の情報等の開示について述べたものではないとの原告の主張（原告第6準備書面第2の2(3)）は誤りである。

ウ 以上のとおり、原告の主張は理由がない。

第2 乙②2について

- 1 原告は、本文書は情報公開法5条5号の情報に該当しないと主張するが（原

告第8準備書面5ページ)、前記第1の2(2)で述べたのと同様に理由がない。

- 2 原告は、本文書には、死亡者が特定された上で、着衣・遺体の状況等を撮影された写真が添付されているとの説明から、死亡者が訪問を受けたり郵便物を送られたりすることはないから、情報公開法5条5号の「特定の者に不当に不利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」を主張する前提を欠き、また、酢屋商店が本件事故の船主であることは報道等で明らかになっているところ、同社が外部から不当な圧力等の不利益を被った事実はないから、本文書は同法5条5号に該当しないと主張するようである(原告第8準備書面5ページ)。

しかしながら、死亡者本人が訪問や郵送物を受けたりすることはないとも、死亡者の遺族等の関係者が同様の不当な圧力、干渉、詮索及び批判などによって不利益を被るおそれはあるから、情報公開法5条5号に該当する。なお、原告が酢屋商店が不利益を被った事実がない旨主張する点については、仮にそのとおりであったとしても、本文書を開示することによって生じるおそれとは関係がない。

- 3 よって、原告の主張はいずれも理由がない。

第3 乙②3について

1 乙②3の「※」部分

(1) 情報公開法5条5号該当性

原告は、本文書が情報公開法5条5号の情報に該当しないと主張するが(原告第8準備書面5及び6ページ)、前記第1の2(2)で述べたのと同様に理由がない。

原告は、本件事故当時に同事故が大きく報道されたとしても、同事故から10年以上経った今になって鑑定をした団体を明らかにした場合に、それらが広く伝播されて不当な圧力等の不利益を被ることはなく、また、情報公開法5条5号の「特定の者に不当に不利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそ

れ」があるといえるためには、情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることが必要であり、かつ、それが生じる「おそれ」も、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないところ、事故調査が終了した本件について、鑑定した団体を明らかにした場合に同号のおそれがあるとは認められないと主張するようである（原告第8準備書面6ページ）。

しかしながら、本文書は、本件事故の原因に関連する事項につき、外部の試験研究機関が行った鑑定の結果等が記載されたものであるところ、その内容は本件事故調査報告書には使用されず、運輸安全委員会内部の検討にのみ使用されたものであり、鑑定を行った団体が公になれば、同団体が行った鑑定結果が調査報告書に採用されなかった理由等について誤解や憶測を招き、それが広く伝播されることによって不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれは十分にあり、それは、本件事故の社会的影響の大きさから考えれば、事故発生から何年が経過しようとも変わらないことである。

(2) 情報公開法5条6号該当性

原告は、本文書が情報公開法5条6号の情報に該当せず、同号の「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面6ページ）、前記第1の2(3)で述べたのと同様、理由がない。

2 乙②3の「その余」部分

(1) 情報公開法5条5号該当性

原告は、本文書が情報公開法5条5号の情報に該当しないと主張するが（原告第8準備書面6及び7ページ）、前記第1の2(2)アで述べたのと同様、理由がない。

また、原告は、情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備

書面 7 ページ)、前記第 1 の 2 (2) イで述べたとおり理由がない。

さらに、原告は、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」もないとも主張するが、前記 1 (1) で述べたとおり、本文書の内容が本件事故調査報告書には使用されず、運輸安全委員会内部の検討にのみ使用されたものであることから、その内容が公になれば、調査報告書に採用されなかった理由等について誤解や憶測を招き、それが広く伝播されることによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれは十分にあり、それは、事故調査が終了した後であっても変わるものではない。

(2) 情報公開法 5 条 6 号該当性

前記第 1 の 2 (3) で述べたとおりである。

第 4 乙② 4、29、30 及び 34 について

1 乙② 4、29、30 及び 34 の「※」部分

- (1) 原告は、これらの文書が他から入手した情報であるから情報公開法 5 条 5 号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するようである（原告第 8 準備書面 7 ページ）が、前記第 1 の 2 (2) アで述べたとおり、他から入手した情報であっても、情報公開法 5 条 5 号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当することは明らかであって、理由がない。
- (2) また、原告は、本部分について、原告第 8 準備書面第 1 の 2 (2) イで述べる同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がない旨主張するようである（原告第 8 準備書面 7 ページ）が、被告は同号の「特定の者に不当に（中略）不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当することを主張しているのであり、原告の主張は失当である。

2 乙② 4、29、30 及び 34 の「その余」部分

(1) 情報公開法 5 条 2 号該当性

原告は、これらの文書が、運輸安全委員会の調査官又は海難審判庁理事官が個人から聞き取った内容を記載したものであり、外部から提供を受けたものではないから「法人その他の団体に関する情報」に該当しないと主張するようである（原告第8準備書面7及び8ページ）。

しかしながら、行政機関の職員が作成した文書であっても、その中に法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれていれば、その部分は情報公開法5条2号の情報に該当することは明白であって、原告の主張は理由がない。

(2) 情報公開法5条5号該当性

原告は、これらの文書が、事故関係者からの聞き取り内容を文書にまとめたものであって「審議、検討又は協議」に関する情報ではないから、情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張する（原告第8準備書面8ページ）。

しかしながら、これらの文書が運輸安全委員会の審議、検討に使用された文書であることは明白であるから、原告の主張は失当である。また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面8ページ）、前記第1の2(2)イのとおり理由がない。

さらに、原告は、乙②1「その余」に関する主張に同じとして同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面8ページ）、これらの文書に関する具体的な主張はなく、それをおくとしても前記第1の2(2)イ第2段落及び第3段落のとおり理由がない。

(3) 情報公開法5条6号該当性

原告は、これらの文書が、運輸安全委員会の調査官又は海難審判庁理事官が個人から聞き取った内容を記載したものであり、情報公開法5条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張する

(原告第8準備書面8ページ)。

しかしながら、これらの文書が運輸安全委員会の所掌事務である事故等の調査に使用された文書であることは明白である。また、原告の、情報公開法5条6号の「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないとの主張（原告第8準備書面8及び9ページ）については、前記第1の2(3)で述べたとおりである。

したがって、原告の主張はいずれも理由がない。

第5 乙②31について

1 乙②31の「※1」及び「※2」部分

(1) 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面9ページ）、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

(2) また、原告は、本文書の「※1」及び「※2」部分が同号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面9ページ）。原告が引用する原告第8準備書面第3の1(1)イは外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものとも思われるが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当てはまる旨をいうものと解される。

しかしながら、本文書は、酢屋商店が加入していた漁船保険の契約相手方が本件事故の関係者に対して行った事情聴取報告書であるところ、同契約相手方及びその関係者の役職、並びに同契約相手方が本件事故に関して事情聴取を行った本件事故関係者の所属や役職が公になれば、当該事情聴取に関係した法人及び個人が特定され、その聴取内容、保険契約の内容等と本件事故との関係について誤解や憶測を招き、当該法人又は個人が不当な圧力、干渉、

詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあり、このことは、事故調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

2 乙②31の「※3」部分

- (1) 原告は、本部分については情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面9ページ）、前記第1の2(2)イのとおり理由がない。
- (2) また、原告は、本文書が情報公開法5条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張し（原告第8準備書面9ページ）、また、同号の「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面9ページ）、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

3 「その余」部分

(1) 情報公開法5条5号該当性

ア 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面10ページ）、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

イ また、原告は、本文書には情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面10ページ）、前記2(1)で述べたとおり理由がない。

ウ さらに、原告は、本文書には同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面10ページ）。

しかしながら、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、漁船の契約相手方が本件事故の

関係者に行った事情聴取の内容が公になれば、これらの情報と事故との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれがあることに変わりはなく、原告の主張は理由がない。

(2) 情報公開法 5 条 6 号該当性

原告は、本文書が情報公開法 5 条 6 号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張し（原告第 8 準備書面 10 ページ）、同号の「当該事務（中略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第 8 準備書面 10 及び 11 ページ）が、前記第 1 の 2 (3) で述べたとおり、いずれも理由がない。

第 6 乙② 3 2 及び乙② 3 3 について

1 乙② 3 2 及び乙② 3 3 の「※ 2」部分

原告は、本部分が情報公開法 5 条 5 号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第 8 準備書面 11 ページ）。原告が引用する原告第 8 準備書面第 3 の 1 (1) イは外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものとも思われるが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当てはまる旨をいうものと解される。

しかしながら、本文書は、本件事故の関係者から聴取した口述内容が記載されており、「※ 2」部分は本文書に添付された資料の一部であり、同部分に記載された第五十八寿和丸の設計関係者を公にすれば、社会的な耳目を集めた本件事故の船舶の設計関係者として、その設計と本件事故との関係について誤解や憶測を招き、当該設計関係者が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあり、このことは、事故調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

2 乙②32及び乙②33の「その余」部分

(1) 情報公開法5条2号該当性

原告は、本文書が海難審判庁から提供を受けたものであるとすれば、情報公開法5条2号の「法人その他の団体（中略）に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面11及び12ページ）、前記第4の2(1)で述べたとおり理由がない。

(2) 情報公開法5条5号該当性

ア 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面12ページ）、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

イ また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面12ページ）、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。

ウ さらに、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面12ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、本件事故の関係者が自らの経験等を記憶に基づいて述べた率直かつ不確実性も混在する可能性のある情報を公にすれば、当該情報と事故との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

(3) 情報公開法5条6号該当性

原告は、本文書が情報公開法5条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しない（原告第8準備書面12ページ）、同号の

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がない（原告第8準備書面12ページ）とそれぞれ主張するが、前記第4の2(3)で述べたとおりいずれも理由がない。

第7 乙②38について

1 乙②38の「※1」部分

原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面12及び13ページ）、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

また、原告は、本部分には情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面11ページ）。原告が引用する原告第8準備書面第3の1(1)イは外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものとも思われるが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当てはまる旨をいうものと解される。

しかしながら、「※1」部分に記載された、本件事故に係る照会に回答した者の勤務先法人の名称及び役職を公にすれば、照会を受けた事実、照会の内容及び回答と本件事故との関係等について誤解や憶測を招き、当該回答者が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあり、このことは、事故調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

2 乙②38の「※4」部分

被告の令和7年5月30日付け準備書面(14)（以下「被告準備書面(14)」という。）第2の9のとおり。

3 乙②38の「その余」部分

(1) 情報公開法 5 条 5 号該当性

ア 原告は、本文書が情報公開法 5 条 5 号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第 8 準備書面 1 3 ページ）、前記第 1 の 2 (2) アで述べたとおり理由がない。

イ また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第 8 準備書面 1 3 ページ）、前記第 1 の 2 (2) イで述べたとおり理由がない。

ウ さらに、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第 8 準備書面 1 3 及び 1 4 ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、本件事故の関係者が自らの経験等を記憶に基づいて回答した率直かつ不確実性も混在する可能性のある情報を公にすれば、当該情報と事故との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

(2) 情報公開法 5 条 6 号該当性

原告は、本文書が情報公開法 5 条 6 号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張し（原告第 8 準備書面 1 4 ページ）、同号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第 8 準備書面 1 4 ページ）、前記第 4 の 2 (3) で述べたとおりいずれも理由がない。

第 8 乙② 4 0 について

1 乙② 4 0 の「※ 1」部分

被告準備書面(14)第2の9のとおり。

2 乙②40の「※2」部分

(1) 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張（原告第8準備書面14ページ）するが、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

(2) また、原告は、「※2」部分には同号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面13及び14ページ）。原告が引用する原告第8準備書面第3の1(1)イは外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものとも思われが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当てはまる旨をいうものと解される。

しかしながら、「※2」部分に記載された第五十八寿和丸乗組員の役職を公にすれば、当該乗組員の個人が特定され、同船の乗組員であった事実、本件事故との関係等について誤解や憶測を招き、当該乗組員が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあり、このことは、事故調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

3 乙②40の「その余」部分

(1) 情報公開法5条5号該当性

ア 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面15ページ）、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

イ また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面15ペ

ージ)、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。

ウ さらに、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する(原告第8準備書面15ページ)。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、事故発生直後の錯綜した情報を公にすれば、当該情報と事故による被害の発生との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

(2) 情報公開法5条6号該当性

前記第1の2(3)で述べたとおりである。

第9 乙②42について

1 乙②42の「※1」部分

被告準備書面(14)第2の9のとおり。

2 乙②42の「その余」部分

(1) 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関(中略)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが(原告第8準備書面16ページ)、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

(2) また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが(原告第8準備書面第16及び17ページ)、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。

(3) さらに、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する(原告第8準備書面17ページ)。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられ

るものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、第五十八寿和丸の搜索等に協力した関係者に係る事項、また、本件事故当時の対応に係る事項についての情報を公にすれば、当該情報と事故による被害の発生との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

- (4) 原告は、本文書が情報公開法 5 条 6 号に該当しない旨主張するが（原告第 8 準備書面 17 ページ）、前記第 1 の 2 (3) で述べたとおり理由がない。

第 10 乙② 4 3 について

1 乙② 4 3 の「※ 1」部分

被告準備書面 (14) 第 2 の 9 のとおり

2 乙② 4 3 の「その余」部分

- (1) 原告は、本文書が情報公開法 5 条 5 号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第 8 準備書面 17 ページ）、前記第 1 の 2 (2) アで述べたとおり理由がない。
- (2) また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第 8 準備書面 17 ページ）、前記第 1 の 2 (2) イで述べたとおり理由がない。
- (3) また、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第 8 準備書面 17 ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、本件事故により死亡した乗組員の遺品を含む事故発生海区における回収物のリストを公にすれば、それらに記載された情報と事故又は事故による被害の発生との関連に

ついて誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

- (4) 原告は、本文書が情報公開法5条6号に該当しない旨主張するが（原告第8準備書面18ページ）、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

第11 乙②45及び乙②47について

- 1 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」及び同条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面18及び19ページ）、前記第1の2(2)ア及び前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

- 2 また、原告は、「※1」部分及び「その余」部分に同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面19ページ）、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。

- 3 原告は、「※1」部分及び「その余」部分に同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面19ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、原因との関連性が明確ではない試験研究の結果ないし学術論文に係る事項についての情報を公にすれば、それらに記載された情報と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

- 4 原告は、「※2」部分に情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面19ペ

ージ)。

しかしながら、本件事故について調査報告書を公表して調査が完了した後であっても、調査の過程で収集した原因との関連性が明確でない試験研究ないし学術論文について、それらを実施又は作成した者の所属及び役職が公になれば、それらを行った個人が特定され、当該調査研究や学術論文の内容と本件事故原因との関連について誤解や憶測を招き、当該個人が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれは十分にあるから、原告の主張は理由がない。

- 5 原告は、「※1」部分、「※2」部分及び「その余」部分に情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面19ページ）、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

第12 乙②46について

1 本文書全体

原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」及び同条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面19及び20ページ）、第1の2(2)ア及び前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

2 乙②46の「※1」部分

- (1) 原告は、「※1」部分に情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面20ページ）。原告が引用する原告第8準備書面第3の1(1)イは外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものとも思われるが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当て

はまる旨をいうものと解される。

しかしながら、本文書は、調査の過程において収集した、専門家の見解が示された電子メールであり、当該専門家の所属及び役職が公になれば、当該専門家個人が特定され、その見解の内容と事故原因との関係について誤解や憶測を招き、当該専門家個人が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあり、このことは、調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

- (2) また、原告は、「※1」部分に情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面20ページ）、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

3 乙②46の「その余」部分

- (1) 原告は、「その余」部分に情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。
- (2) また、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張するが、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、特定の事項に関する専門家の見解を公にすれば、その内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。
- (3) さらに、原告は、情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

第13 乙②52について

1 本文書全体

原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」及び同条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面20ページ）、前記第1の2(2)ア及び前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

2 乙②52の「※」部分

原告は、「※」部分に情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面21ページ）。原告が引用する原告第8準備書面第3の1(1)イは外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものとも思われるが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当てはまる旨をいうものと解される。

しかしながら、本文書は、調査の過程において、第五十八寿和丸の僚船の関係者による本事故当時の気象・海象状況等に関する回答書であり、回答を行った者が乗船していた船舶の名称及び船内での役職等が公になれば、当該回答者個人が特定され、その回答内容と事故原因との関係について誤解や憶測を招き、当該回答者が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあり、このことは、調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

3 乙②52の「その余」部分

- (1) 原告は、「その余」部分に情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面21ページ）、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。
- (2) また、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面21ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、本事故当時の気象・海象等について第五十八寿和丸の僚船の乗組員が自らの経験等を記憶に基づいて回答した率直かつ不確実性も混在する可能性のある情報を公にすれば、その内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

- (3) さらに、原告は、情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが(原告第8準備書面21ページ)、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

第14 乙③10について

- 1 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」及び同条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面21及び22ページ）、前記第1の2(2)ア及び前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。
- 2 また、原告は、情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面22ページ）、前記第1の2(2)イで述べたとおり理由がない。
- 3 さらに、原告は、同条の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面22ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、旧横浜地方海難審判理事所の理事官が第五十八寿和丸の類似船について行った検査の内容を公にす

れば、その内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあり、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

- 4 原告は、情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面22ページ）、前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

第15 乙③14について

1 本文書全体

原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」及び同条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面22及び23ページ）、前記第1の2(2)ア及び前記第1の2(3)で述べたとおり理由がない。

2 乙③14の「※」部分

原告は、「※」部分に情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面23ページ）。

しかしながら、本文書は、調査の過程において調査官が関係者から聴取した内容をまとめたものであり、当該関係者の勤務先法人名及び役職が公になれば、当該関係者個人が特定され、その聴取内容と事故原因との関係について誤解や憶測を招き、当該関係者が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあるところ、このことは、調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

3 乙③14の「その余」部分

(1) 情報公開法 5 条 2 号該当性

原告は、本文書が、運輸安全委員会の調査官が協力者から聞き取った内容を記載したものであるから、情報公開法 5 条 2 号の「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当しないと主張する（原告第 8 準備書面第 2 3 ページ）。

しかしながら、行政機関の職員が作成した文書であっても、その中に法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれていれば、その部分は情報公開法 5 条 2 号の情報に該当することは明白であるから、原告の主張は理由がない。

(2) 情報公開法 5 条 5 号該当性

ア 原告は、本文書は情報公開法 5 条 5 号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第 8 準備書面 2 3 ページ）、前記第 1 の 2 (2) アで述べたとおり理由がない。

イ また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張するが（原告第 8 準備書面 2 3 ページ）、前記第 1 の 2 (2) イで述べたとおり理由がない。

ウ さらに、原告は、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第 8 準備書面 2 3 ページ）。

しかしながら、調査の過程において、事故の原因に関係が深いと考えられるものから関連が不明なものまで広く収集した情報のうち、第五十八寿和丸の搭載物について協力者が自らの経験等を記憶に基づいて回答した率直かつ不確実性も混在する可能性のある情報を公にすれば、その内容と事故原因との関連について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあるところ、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原

告の主張は理由がない。

(3) 情報公開法 5 条 6 号該当性

前記第 1 の 2 (3) のとおり。

第 1 6 乙④ 3、乙④ 4、乙④ 8 及び乙④ 9 について

原告は、これらの文書の表題が「船舶事故調査報告書(案)」であることから、公表された本件事故調査報告書(甲 6)の案文であると考えられるところ、作成者は当該案文が確定すれば公表されることを承知している以上、案文にも公表して差し支えない情報を記載しているはずであるから、これらの文書に不開示事由に該当する情報は含まれていないとし、被告において、不開示とすべき部分があると主張するのであれば、公表済みの調査報告書に記載されている情報は全て開示した上で、不開示部分を個別具体的に立証すべきなどと主張する(原告第 8 準備書面 2 4 ないし 2 6 ページ)。

しかしながら、これらの文書は、最終的に本件事故調査報告書(甲 6)をとりまとめる段階で作成された事故調査報告書の案であって、運輸安全委員会の事故調査部門が作成し、同委員会(海事部会)の審議に付したものであるところ、委員会の審議においては、これらの案を基に、委員会の独立した職権を有する委員それぞれが率直に意見を述べ、議論をし、その指摘等に基づいて事務局が必要な追加調査や当該案の修正を行って更に審議に付すということが繰り返し行われ、その末に、委員の合議により最終的な調査報告書として議決されるのである。そのため、各回の審議に付される調査報告書の各案には、当然のことながら、最終的に議決され、公表された調査報告書には記載されなかった事項、異なった表現による記載、異なる分析内容等が含まれており、これらの案は、まさに、それ自体が委員会の事故原因究明に至るまでの率直な意見交換による審議の過程を示すものである。さらにふえんすれば、たとえ最終的に公表された調査報告書に盛り込まれていた内容であっても、それがいつの段階の

案からどのような形で盛り込まれていたのかといったことが審議の過程を表す情報である。したがって、原告が述べるように、公表された調査報告書と同一の記載部分のみを開示した場合であっても、公表された報告書と数次にわたる報告書の案をそれぞれ比較することによって、審議の過程でどのような事実情報や分析内容に修正、追加等がなされて最終的な調査報告書となっていたかが類推され、誤解や憶測に基づく情報が拡散されるおそれは十分にあるのである。これは、本件事故の調査に限ったことではなく、一度たりともこれらの情報を開示することとなれば、過去、現在、将来にわたる全ての事故調査において同様に開示を行う必要が生じ、そうなれば、将来にわたって、外部からの不当な圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、運輸安全委員会の審議における率直な意見の交換が阻害され、ひいては、意思決定の中立性が損なわれ（情報公開法5条5号）、その結果、運輸安全委員会の任務である事故等の原因究明のための適確な調査の適正な遂行に支障を及ぼす（情報公開法5条6号）ことになるのである。

以上のとおり、原告は、これらの文書の意義並びに情報公開法5条5号及び6号の理解を誤っているというほかなく、「不開示とすべき部分があると主張するのであれば、公表済みの調査報告書に記載されている情報は全て開示した上で、不開示部分を具体的に特定して不開示事由該当性を個別具体的に主張立証すべき」などとする原告の主張は、このような誤った理解に基づき被告の主張を論難するものであって理由がない。

なお、原告は、第8準備書面16の3（25ページ）でこれらの文書に「関係者の意見」が記載されていると被告が主張する旨述べるが、被告はそのような主張はしていない。

第17 乙④5について

原告は、本文書について、これが調査報告書の案文であることを前提に、本

文書を開示しても、情報公開法5条5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び同条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないと主張する（第8原告準備書面26及び27ページ）が、本文書は、被告準備書面(12)第68の1で述べたように、報告書案に対して関係先から寄せられた意見の内容とそれに対する運輸安全委員会の対応策が記載されたものであるから、原告の主張は前提を誤ったものである。

第18 乙④6について

1 乙④6の「※」部分

- (1) 原告は、本文書が情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」及び同条6号の「国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面27及び28ページ）、前記第1の2(2)及び(3)で述べたとおり理由がない。
- (2) また、原告は、「※」部分に情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面27ページ）。原告が引用する原告第8準備書面第3の1は外部機関作成の鑑定書に係る主張部分であり、本文書とは性質を異にする文書について述べたものと思われるが、この点を踏まえても本文書にも同様のことが当てはまる旨をいうものと解される。

しかしながら、本文書は、本件事故の調査の過程において、調査報告書の案に対して原因関係者から寄せられた意見の内容が記載されたものであり、意見を提出した者の所属先等が公になれば、当該意見を提出した者個人が特定され、その意見の内容について誤解や憶測を招き、当該意見を提出した者が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれ

があるところ、このことは、調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

2 乙④6の「その余」部分

(1) 原告は、「その余」部分に情報公開法5条5号の「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面28ページ）、前記1で述べたことと同様に、意見を提出した者の意見の内容が公になれば、当該意見の内容について誤解や憶測を招き、当該意見を提出した者が不当な圧力、干渉、詮索及び批判にさらされるなどの不利益を被るおそれがあるところ、このことは、調査が終了したことをもって変わるものではないから、原告の主張は理由がない。

(2) また、原告は、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面28ページ）。

しかしながら、調査の過程における調査報告書案に対する原因関係者の意見の内容が公になれば、最終的な調査報告書が公表された後であっても、当該意見に対する運輸安全委員会の対応について、誤解や憶測に基づく情報が拡散される可能性は十分にあり、その結果、将来にわたって、運輸安全委員会の事故調査の過程における率直な意見の交換が阻害され、ひいては意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるから、原告の主張は理由がない。

(3) さらに、原告は、本件事故の調査報告書が公表済であるから、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないと主張する（原告第8準備書面28ページ）。

しかしながら、原因関係者の様々な意見を公にすれば、その内容について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分に あるところ、このことは、調査報告書を公表して調査が完了した後であっても変わりはないから、原告の主張は理由がない。

(4) 原告は、情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれ」がないと主張するが（原告第8準備書面28ページ）、前記第17のとおり、本主張において原告が引用する原告第8準備書面第17は、対象文書が調査報告書の案文であることを前提として主張するものである点において、その前提を誤ったものであるところ、本文書についても同様に前提を誤ったものである。

第19 乙④10について

前記第17のとおりである。

第20 乙④11について

1 原告は、本文書は、海上技術安全研究所による科学的実験方法及びその結果をまとめたものであるから、情報公開法5条5号の「国の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しないと主張するが（原告第8準備書面29ページ）、前記第1の2(2)アで述べたとおり理由がない。

2 また、原告は、本文書を開示しても、同号の「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないと主張する（原告第8準備書面29ページ）。

しかしながら、公表された本件事故調査報告書（甲6）には盛り込まれなかった内容を公にすれば、その内容について誤解や憶測を招き、これに基づく報道等により国民に不当な混乱を生じさせるおそれは十分にあるから、原告の主張は理由がない。

3 さらに、原告は、本文書を開示しても、情報公開法5条6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないと主張する（原告第8準備書面30ページ）。

しかしながら、公表された本件事故調査報告書（甲6）には盛り込まれなかった内容を公にすれば、その内容について誤解や憶測を招き、これに基づく情

報が拡散されるなどし、その結果、将来にわたって、研究機関との間における率直な意見交換や検討が阻害され、また、研究機関との信頼関係が失われ、さらに、運輸安全委員会内部における率直な意見交換や検討も阻害されるおそれがあるところ、このような事態となれば、将来にわたり、事故原因の究明が困難となり、同種事故の再発防止策として有効な提言が不可能となって、運輸安全委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、原告の主張は理由がない。

以 上